

## 1 規則をつくる理由は？

国では、みなさんの生活を便利にしたり行政運営を効率的にするため、国や地方公共団体や事業者の仕事でインターネットなどの情報通信技術を活用できるようにしましょう、という法律をつくりました。

そのため、北海道では、北海道が作った規則について、必要な改正を行うことにしました。

## 2 どういう規則の改正を行うの？

### (1) 書面掲示の見直し

ア 特定の場所に書面で掲示されていたもの(以下「書面掲示」といいます。)に代えて、

デジタルサイネージ等により表示することも可能とします。(北海道自然環境等保全条例施行規則など)

イ 書面掲示に代えて、他の見やすい方法により表示することを可能とします。(身体障害者福祉法施行規則)

ウ 事業者等は標識などの内容について、できるだけインターネットでも公表するようにします。

(漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則など)

### (2) 立会による確認の見直し

北海道の職員の手立会による確認に代えて、他の適切な方法で確認できることとします。(河川法施行細則など)

## 3 意見の出し方

スマホやパソコンなどで、かんたんに手続きができます。

URL: <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=KLcyCyjM>

QRコード



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。